

令和6年度公益法人九州ブロック会議
次 第

日時：令和6年10月8日（火）
13時半から16時45分まで
場所：宮崎県防災庁舎防51号室

- 1 内閣府公益認定等委員会委員と九州各県合議制機関委員との意見交換会
(13:30～14:10)
 - (1) 宮崎県公益認定等審議会会長挨拶
 - (2) 内閣府公益認定等委員会委員長挨拶
 - (3) 出席者自己紹介
 - (4) 意見交換
 - (5) 写真撮影

- 2 内閣府による公益法人等制度改革説明会（14:20～15:20）
 - (1) 公法人等制度改革についての説明

- 3 令和6年度九州各県公益法人事務主管者会議（15:30～16:45）
 - (1) 議題検討

※ 委員の皆様におかれましては、九州各県公益法人事務主管者会議と同時刻に宮崎県防災庁舎防52号室にて懇談会を開催いたします。

2024年公益法人制度改革で何が変わるのか

2024年10月8日

地方所管法人等との対話
【公益法人等制度改革説明会】



内閣府 公益認定等委員会事務局
(公益法人行政担当室)

次長 大野 卓

本日、お話しする内容

- 制度改革の概要、スケジュール
- 公益法人制度改革について
 - 財務規律の柔軟化・明確化
(収支相償原則・遊休財産規制の見直し)
 - 行政手続の簡素化・合理化
(変更手続きの見直し、申請・提出書類の簡素化)
 - 透明性の向上、自律的ガバナンスの充実
(情報開示の拡充、わかりやすい財務情報の開示)
(ガバナンスに関する見直し、行政による事後チェック)
- 政令・内閣府令改正、新ガイドライン、
新会計基準の検討状況について
- 新公益法人制度の適用関係について
- 公益信託制度改革について

公益法人・公益信託制度の変遷

行政改革の一環

2006 (H18)年
制度改革

2024 (R6)年
制度改革

「新しい
資本主義」

旧公益法人制度

〈1898 (明治31) 年〜〉

- 旧民法に基づく
- 主務官庁の自由裁量による
設立許可制

現行公益法人制度

〈2008 (平成20) 年12月〜〉

- 公益法人三法に基づく
(一般法人法、公益認定法、整備法)
- 法人の設立 (一般社団・財団法人)
と「公益性」の認定の分離
- 法定の明確な基準による
一元的な公益認定

「新」公益法人制度

〈2025 (令和7) 年4月〜 (予定) 〉

- ✓ 財務規律の柔軟化
- ✓ 行政手続の簡素化・合理化
- ✓ 自律的ガバナンスの充実、
透明性向上

現行公益信託制度

〈1922 (大正11) 年〜〉

- 旧信託法 (→「公益信託ニ関スル法律」) に基づく
- 主務官庁の自由裁量による許可制

「新」公益信託制度

〈2026 (令和8) 年4月〜 (予定) 〉

- 新公益信託法に基づく
- 公益法人と共通の透明性の高い
認可制度へ
- 公益信託の担い手や
信託財産・事務の範囲拡大

2025年4月^(※)から 「公益法人制度」が変わります

(※)現時点における予定

社会変化に柔軟・迅速に対応し、より効果的な公益活動を行っていただけるよう、**自律的な経営判断が尊重**されるとともに、**透明性が高く信頼性が高い**仕組みへと見直す取り組みです。

改正のポイント

☑ 財務規律の柔軟化・明確化（より自由な資金活用）

- ・収支相償原則・遊休財産規制が変わります。

☑ 行政手続の簡素化・合理化（より柔軟な事業展開）

- ・収益事業等の変更は届出で可能になります。
※ 公益目的事業の変更についても内閣府令等で手続簡素化予定

☑ 自律的ガバナンスの充実、透明性向上

- ・外部理事・監事の導入 **(更なる信頼確保)**
- ・3区分経理（公益目的事業、収益事業等、法人運営）を原則

※ 外部理事・監事・過去10年間当該法人の使用人等であった者以外の理事・監事
※ 新たな対応が必要な措置については経過措置を設けています。

今後、関係者の皆様のご意見を伺いつつ、政省令、ガイドライン、会計基準など公益法人制度全体を見直していきます。

【公益法人制度に関する内閣府相談窓口】

電話番号：03-5403-9669
受付時間：平日10時～16時45分

改正の詳細や最新の検討状況はこちらをご覧ください⇒

<https://www.koeki-info.go.jp/regulation/kaisei.html>



2026年4月^(※)から 新しい「公益信託制度」が始まります

(※)現時点における予定

公益信託は、**契約・遺言**により**委託者から受託者（担い手）**に託された財産を用いて、受託者が「**委託者の想い**」に沿った**公益活動**を継続的に行う仕組みです。
今般、公益信託制度が抜本的に見直され、**民間の公益活動のより身近なツール**となりました。

「あなたの想い」が社会を変えます

☑ 担い手の範囲が拡大

信託会社に加え、公益法人・NPO法人等が社会的課題解決のノウハウを生かして公益信託の担い手になることができます。

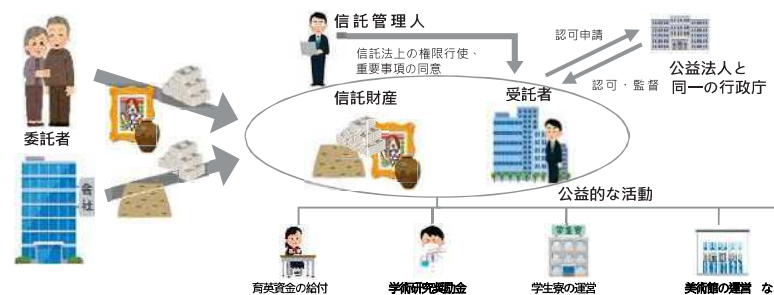
☑ 信託財産・信託事務の範囲が拡大

金銭に加え、不動産や美術品等を信託財産にして、助成以外の公益的な活動もできます。

☑ 透明性の高い認可・監督の仕組みへ

これまでバラバラであった公益信託の申請・相談窓口が一元化され、認可・監督の基準も統一的なものになります。

新公益信託制度のイメージ



※既存の公益信託の移行について経過措置を設けるとともに、今後、関係者の皆様のご意見を伺いつつ、政省令、ガイドライン、会計基準等を整備していきます。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（概要）

趣旨

- 公益法人は、民間公益を担う主体として大きな潜在力を有しているが（法人数9700、職員数約29万人、公益目的事業費年間5兆円、総資産31兆円）、現行制度の財務規律や手続の下では、その潜在力を発揮しにくいとの声。
- このため、①財務規律等を見直し、法人の経営判断で社会的課題への機動的な取組を可能にするとともに、②法人自らの透明性向上やガバナンス充実に向けた取組を促し、国民からの信頼・支援を得やすくすることにより、より使いやすい制度へと見直しを行い、民間公益の活性化を図る。

概要

1. 財務規律の柔軟化・明確化

- 収支相償原則（費用を超える収入を得てはならない）を見直し、中期的期間（内閣府令で定める期間）で収支の均衡を図る趣旨を明確化。
- 将来の公益目的事業を充実させるための資金を規定（積立ては費用とみなす）。
- 「遊休財産」の名称を「使途不特定財産」に変更。
- 公益目的事業継続予備財産（災害等の予見し難い事由に対応し、公益目的事業を継続するために必要となる公益目的事業財産）をその保有制限の算定対象から除外するとともに、同財産の保有について理由の公表を義務付け。

2. 行政手続の簡素化・合理化

- 収益事業等の内容の変更について、認定事項から届出事項に見直し。

3. 自律的なガバナンスの充実、透明性の向上

- わかりやすい財務情報開示のため、公益法人に3区分経理（公益目的事業、収益事業等、法人運営）を原則義務づけ。
- 公益認定の基準として①理事・監事間の特別利害関係の排除、②外部理事・監事の導入を追加。併せて、公益法人は、事業報告に、適正な運営の確保のため必要な事項（ガバナンス充実に向けた自主的な取組等）を記載することとする。
- 公益法人の責務として、ガバナンスの充実や透明性の向上を図るよう努めるべき旨規定。併せて、国も公益法人の取組を支援するための情報提供等を行う。

※施行期日：公布後1年以内（令和7年4月予定）

効果

公益法人が、その潜在力を最大限に発揮して、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟に対応しつつ、社会課題解決に向けた活動を担うことが可能に

➔**新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献**

公益信託に関する法律（概要）

趣旨

- 公益信託は、公益法人のような機関を設けることなく、信託財産及び受託者の組織・能力を活用して、委託者の意思を反映した公益活動を行う制度。
- 主務官庁による許可や監督の基準が不統一であることや、税制優遇を得るための制約が多いことから、公益法人と比べ利用されていない（信託件数約400件、信託財産額500億円）。
- このため、①主務官庁制を廃して公益法人と共通の行政庁が公益信託の認可・監督を行う制度に改めるとともに、②公益信託の認可基準及びガバナンス等を法定することで国民からの信頼を確保しつつ、使いやすい制度へと見直しを行い、民間公益の活性化を図る。

概要

1. 主務官庁制の廃止と行政庁（公益法人と共通）による認可・監督制の創設

- 公益信託は、公益事務（※）を行うことのみを目的とするものとし、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。 ※ 不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として公益法人と同様の内容を規定する。
- 主務官庁による許可・監督制を廃止し、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）が公益認定等委員会又は都道府県に置かれる合議制の機関の意見に基づき、公益信託を認可するものとする。
- 公益信託の変更等は行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。
- 公益信託の受託者に対する報告請求及び検査、勧告及び命令並びに認可の取消しについて、公益法人と同等の監督の規定を設ける。

2. 公益法人と同様に、認可の基準・ガバナンス等の法定

- 公益信託の受託者は、公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであることとする。
- 公益信託の信託管理人は、受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をするものであること等とする。
- 公益信託において公益法人と整合した財務規律を設ける。
- 公益信託の終了時に類似の公益目的を有する他の公益信託の受託者等に残余財産を帰属させる旨の定めを信託行為に置かなければならない等の基準を設ける。
- 公益信託の受託者について財産目録の備置き及び閲覧等に関する規定を設ける。

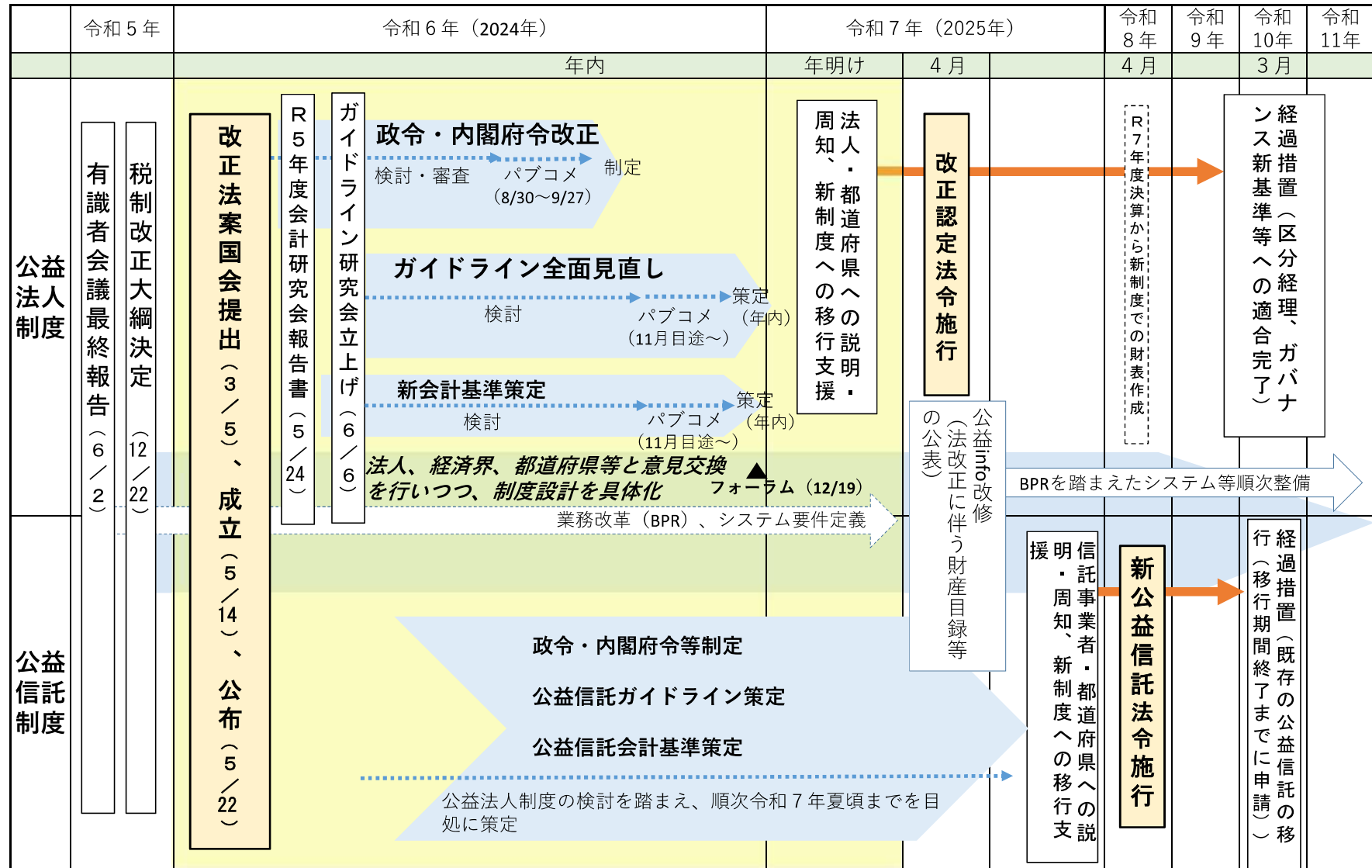
※施行期日：公布後2年以内（令和8年4月予定）

効果

公益信託が、その潜在力を最大限に発揮して、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟に対応しつつ、社会課題解決に向けた活動を担うことが可能に

→**新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献**

制度改正のスケジュール（予定）



※ 現行制度で可能な見直しは順次先行実施

公益制度改革の全体像（主な改正事項）

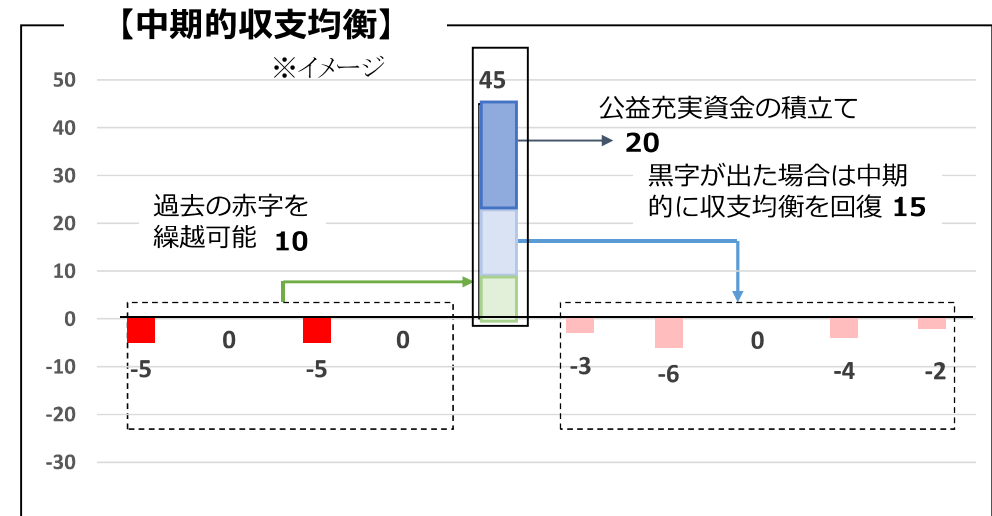
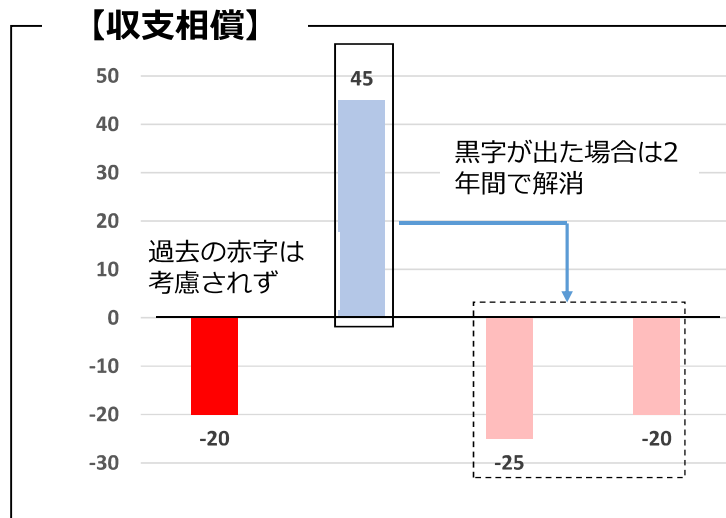
	法律	政令・内閣府令	ガイドライン	会計基準	その他	
公益法人制度	財務規律の柔軟化・明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・中期的収支均衡 ・公益充実資金 ・使途不特定財産（公益目的事業継続予備財産） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期的収支均衡の期間（5年）、判定方法 ・公益充実資金の積立・管理 ・「予備財産」の要件 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務規律適合性に関する情報開示 	
	行政手続の簡素化・合理化	<ul style="list-style-type: none"> ・収益事業等の変更の届出化 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益性の判断に大きな影響を与えない事項の届出化 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益認定基準・申請書記載事項の明確化 ・変更認定事項と届出事項の判断基準の明確化 ・提出書類の簡素化・合理化 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表による情報開示を踏まえた別表の廃止・簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政庁の判断ばらつきの防止（マニュアル整備、職員研修）
	法人運営の透明性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の責務、国による支援 ・行政による財産目録等の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・開示情報の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表における情報開示の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・一元的な情報提供プラットフォームの整備
	わかりやすい財務情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> ・区分経理の原則義務付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・区分経理の方法 ・公益目的取得財産残額の算定方法見直し（別表Hの廃止）等 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・「わかりやすい財務諸表」への見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・区分経理、新会計基準への法人対応支援
	法人の自律的なガバナンスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の責務、国による支援 ・外部理事・監事 ・ガバナンス取組の事業報告記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部理事（小規模法人特例の範囲） ・会計監査人の必置範囲拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理 		<ul style="list-style-type: none"> ・ガバナンス取組事例等の発信（インパクト測定・マネジメント含む）
	行政による適正な事後チェック			<ul style="list-style-type: none"> ・監督の考え方の明確化 ・定期的・網羅的な立入検査の見直し 		<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査の重点化
	民間公益活動活性化のための環境整備			<ul style="list-style-type: none"> ・出資（公益目的事業として／資産運用として）の考え方を明確化 		<ul style="list-style-type: none"> ・公益法人DX ・広報・啓発・法人等との対話
公益信託制度	<ul style="list-style-type: none"> ・主務官庁制の廃止 ・公益法人と共通の行政庁による一元的可・監督制度 ・公益法人と整合的な認可基準の法定 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益信託認可基準、財務規律等の細目 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益法人と整合的な公益信託ガイドラインの策定 ・モデル公益信託契約の策定（軽量・軽装備を生かす簡素な手続を検討） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益信託会計基準の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・信託業法との関係整理 	

本日、お話しする内容

- 制度改革の概要、スケジュール
- 公益法人制度改革について
 - 財務規律の柔軟化・明確化
(収支相償原則・遊休財産規制の見直し)
 - 行政手続の簡素化・合理化
(変更手続きの見直し、申請・提出書類の簡素化)
 - 透明性の向上、自律的ガバナンスの充実
(情報開示の拡充、わかりやすい財務情報の開示)
(ガバナンスに関する見直し、行政による事後チェック)
- 政令・内閣府令改正、新ガイドライン、
新会計基準の検討状況について
- 新公益法人制度の適用関係について
- 公益信託制度改革について

収支相償原則の見直し（中期的収支均衡）

- 収支相償原則（費用を超える収入を得てはならない）を見直し、財源の有効活用という趣旨が明確になるよう収支均衡（収入を費用に充てる）を規定
- 収支均衡の判定については、単年度ではなく中期的期間（内閣府令で定める期間）で行う趣旨を明確化
- 公益充実資金（公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金）を創設



収支相償
当該事業年度の収入と費用を比較
黒字が出た場合、 <u>2年間で解消</u>
各公益目的事業単位（公1・公2単位）に収支相償を判定
判定方法は、ガイドラインで規定

中期的収支均衡
当該事業年度の収入と費用を比較、 <u>過去4年間で赤字があれば通算可能</u>
黒字が出た場合、 <u>5年間で解消</u>
公益目的事業全体 で中期的収支均衡を判定 ※公益目的事業単位ごとの収支状況については、損益計算書内訳情報で開示し、事業構造を確認
判定方法は、内閣府令で規定。財源の有効活用という制度趣旨等をガイドラインに記載

中期的収支均衡（黒字・赤字の繰越し イメージ）

令和7年事業年度から適用。新制度で単年度収支を計算し、令和7年事業年度からの黒字・赤字を翌事業年度以降に繰り越す。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
単年度収支	-20	10	-5	8	1	10	5	-2	-1	-1	-4	-1
↓各事業年度における通算後の額 (翌事業年度への繰越し額)												
R7	-20											
R8	-10	0										
R9	-10	0	-5									
R10	-2	0	-5	0								
R11	-1	0	-5	0	0							
R12		0	0	0	0	5						
R13			0	0	0	5	5					
R14				0	0	3	5	0				
R15					0	2	5	0	0			
R16						1	5	0	0	0		
R17						0	2	0	0	0	0	
R18							1	0	0	0	0	0

R8の黒字をR7の赤字と通算して解消
通算後に残る額を更に繰り越し

過去四年間の赤字を通算可能。
R12であればR8～11分まで通算可

R12の黒字の一部をR14の赤字で解消

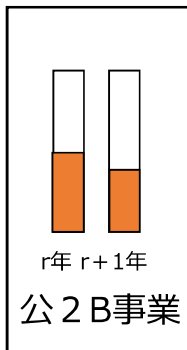
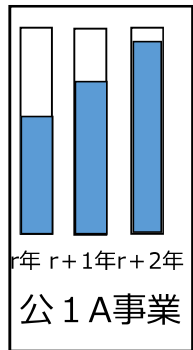
発生から5年以内に黒字解消
= 中期的収支均衡

発生から5年経過した黒字が存在。
中期的収支均衡が図られていないと判定

公益充実資金

- 資金活用について法人の経営判断を重視し、将来の公益目的事業を充実させるための資金（「公益充実資金^(※)」）を規定
 - 積立て段階では本来費用計上されない公益充実資金の積立てを費用とみなす旨を規定
- (※)公益目的事業に係る「特定費用準備資金」及び「資産取得資金」を統合の上、より使いやすい制度として創設

【特定費用準備資金】



- ・各事業別に資金を積立て・管理
- ・期間は原則10年間を限度
- ・積立てを収支相償上の費用とみなす
- ・他の目的に使う場合、取り崩しが必要

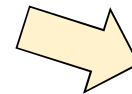
【公益充実資金】

※イメージ

限度額

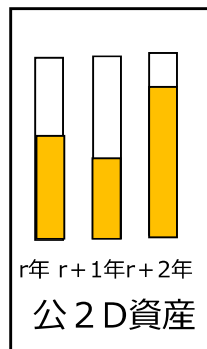
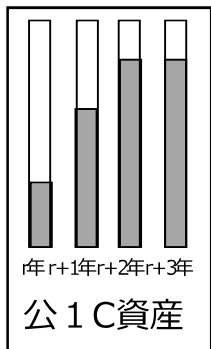
- A事業…所要額・予定時期
- B事業…所要額・予定時期
- C資産…所要額・予定時期
- D資産…所要額・予定時期

- 積立額を収支均衡の判定上費用とみなす
- 複数目的のための一つの資金として管理（限度額の範囲内で目的変更可能）【府令】
- 透明性の向上（資金の明細を公表）【府令】

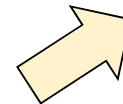


(統合)

【資産取得資金】



- ・各資産別に資金を積立て・管理
- ・積立ては原則収支相償上の費用とはみなさない
- ・他の目的に使う場合、取り崩しが必要



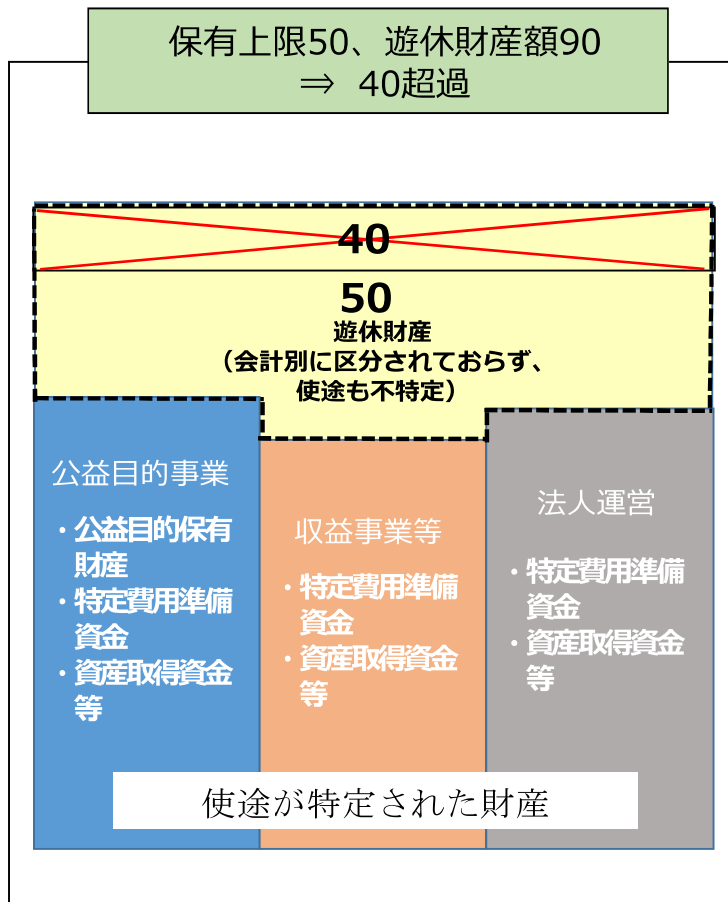
(その他)

- ・収益事業等及び法人の運営に係る特定費用準備資金・資産取得資金は変更なし
- ・公益目的事業比率算定及び遊休財産(使途不特定財産)規制上限算定における扱いは特定費用準備資金・資産取得資金から変更なし

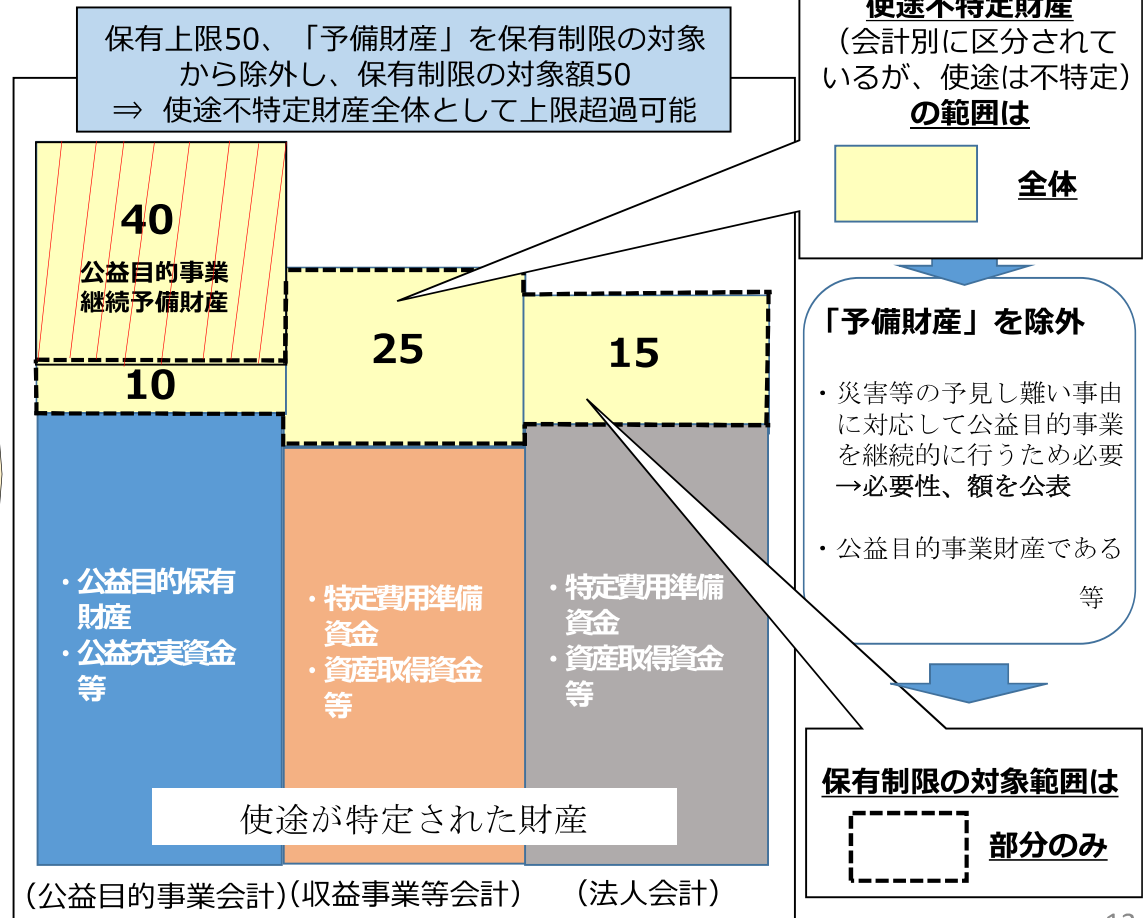
遊休財産（使途不特定財産）規制の見直し

- 保有制限の対象となる使途が特定されていない財産のうち、災害等の予見し難い事由に対応し、公益目的事業を継続するために必要となる公益目的事業財産（公益目的事業継続「予備財産」）を、保有制限の対象から除外
（=安定した法人運営のための上限額を超過した財産の保有が法人の経営判断と説明責任で可能に）
- 保有の上限となる1年分の公益目的事業費は、過去5年間の事業費の平均額を基本に

現 状



見直し後



公益目的事業継続「予備財産」

- 自ら説明責任を果たすことで、法人の実情に応じた**必要な財産を確保**できるように
- 他方、**過大な財産が蓄積され、公益のために活用されない事態を避ける必要**
- 予備財産額の妥当性**（予見し難い事由において公益目的事業を継続するために必要な資金額）が重要

（予備財産の要件）

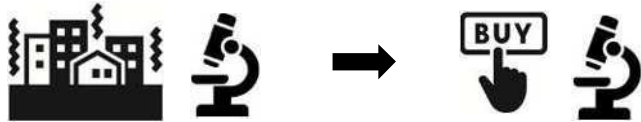
- ①**資金保有の必要性**（i 法人の事業内容、ii 資産・収支の状況、iii 想定する公益目的事業の継続が困難となる事態、iv 平時の取組の状況 などの事情を踏まえ）
- ②**必要額の算定**（v）
- ③**予備財産額が必要額を超えないこと**

（法人による公表）

- ①～③の内容を毎事業年度の経過後三ヶ月以内に、**法人自ら公表**
（③については、使途不特定財産額の算定の中で表示）

<予備財産活用のイメージ>

※ i ~ v は、上記予備財産の要件中の項目にそれぞれ対応



i ii 高額な機器で研究を行う法人が iii 地震による機器の破損に備える
→ iv 予め緊急時においても研究機器の調達を行える調達先を確保
（例えば、首都直下地震を想定している場合は、首都圏外の調達先を探す）しておき、v 再調達価格分を限度額として算定し予備財産を保有していたため、迅速に機器を再調達し研究事業を即座に再開



i 演奏会を行う法人が iii 感染症のまん延による演奏会の開催中止及び ii 中止期間の固定費の支払いに備える
→ iv 予め演奏会事業停止時の縮小体制計画を作成し、当該体制の下で、v 一定期間最低限の事業活動を維持するための固定費分を算定し予備財産を保有していたため、法人としての存続を維持しながら、自粛要請解除後、演奏会事業を即座に再開

本日、お話しする内容

- 制度改革の概要、スケジュール
- 公益法人制度改革について
 - 財務規律の柔軟化・明確化
(収支相償原則・遊休財産規制の見直し)
 - 行政手続の簡素化・合理化
(変更手続の見直し、申請・提出書類の簡素化)
 - 透明性の向上、自律的ガバナンスの充実
(情報開示の拡充、わかりやすい財務情報の開示)
(ガバナンスに関する見直し、行政による事後チェック)
- 政令・内閣府令改正、新ガイドライン、
新会計基準の検討状況について
- 新公益法人制度の適用関係について
- 公益信託制度改革について

行政手続の簡素化・合理化（変更手続の見直し）

- 公益法人の柔軟・迅速な事業展開を促進する観点から、**事業の公益性に実質的に大きな影響を与えず、不適切な事態には事後の監督手段で是正し得るものは、変更「認定」から「届出」化。**

➔ 公益目的事業の「**公益目的事業該当性**」に**変化がないことが明らかな場合は、届出**

申請書に記載された事項で判断

【見直し前】

変更認定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益目的事業を行う都道府県の区域、主たる事務所等の場所の変更 (法第11条第1号) ・ 公益目的事業の種類又は内容の変更 (法第11条第2号) ・ 収益事業等の内容の変更 (法第11条第3号) 	<p>軽微な変更 ⇒ 変更届出 (認定規則第7条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政庁の変更が生じないもの ・ 申請書の記載事項の変更を伴わないもの <p>※事業の公益性についての判断が明らかに変わらない（申請書に記載した参考情報の変更と考えられる場合は届出と整理（FAQ））</p>
	<p>その他の変更届出事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称又は代表者の氏名 ・ 定款（変更認定事項以外） (法第13条第1～4号) ・ 理事・会計監査人の氏名・名称 ・ 報酬等の支給の基準 ・ 公益目的事業に必要な許認可等 (認定規則第11条) 	
変更届出	<p>その他の変更届出事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称又は代表者の氏名 ・ 定款（変更認定事項以外） (法第13条第1～4号) 	<p>その他の変更届出事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事・会計監査人の氏名・名称 ・ 報酬等の支給の基準 ・ 公益目的事業に必要な許認可等 (認定規則第11条)

【見直し後】

変更認定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益目的事業を行う都道府県の区域、主たる事務所等の場所の変更 (法第11条第1号) ・ 公益目的事業の種類又は内容の変更 (法第11条第2号) 	<p>軽微な変更 ⇒ 変更届出 (認定規則案第9条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政庁の変更が生じないもの ・ 申請書の記載事項の変更を伴わないもの ・ 事業の一部廃止 ・ 事業の統合・再編等で引き続き公益目的事業に明らかなものとして内閣総理大臣が定めるもの
	<p>届出の範囲拡大・明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益事業等の内容の変更 (法第13条第2号) 	<p>その他の変更届出事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称又は代表者の氏名 ・ 定款（変更認定事項以外） (法第13条第1～4号)
変更届出	<p>その他の変更届出事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称又は代表者の氏名 ・ 定款（変更認定事項以外） (法第13条第1～4号) 	<p>その他の変更届出事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事・会計監査人の氏名・名称 ・ 報酬等の支給の基準 ・ 公益目的事業に必要な許認可等 (認定規則第11条)

申請書の記載事項を標準化

小規模な付随的事业や事業の規模などは、申請書に記載不要とする（事業計画等に記載）ことで、届出化の範囲を実質的に拡大（明確化）

事業内容等に応じ、**典型的に公益目的事業該当性に**変化がない****と整理できる範囲を**明確化し、届出化**

（事業の平行移動的な再編・統合、合併による承継、自然災害その他の緊急事態における一定の事業など）

「届出」化する変更事項

【改正法第11条・第13条】

収益事業等の 内容の変更

●収益事業等の全部又は一部の廃止、新規追加、内容の変更

※収益事業等を公益目的事業に変更する場合、公益目的事業の追加部分に変更認定（下記に該当する場合以外）

【内閣府令（+ガイドライン）で措置予定】

公益目的事業 の「軽微な変 更」の範囲 拡充等

●公益目的事業の一部の廃止（規則案第9条第3号イ）

(ex, 公1、公2、…と公益目的事業が複数ある場合に、公1事業を廃止
一つの公益目的事業の中に複数の事業が含まれる場合に、その一部の事業を廃止)

●事業の統合、再編、承継その他の変更であって、変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるものとして内閣総理大臣が定めるもの（同号ロ）

(ex, 公1、公2、…と公益目的事業が複数ある場合に、公1と公2を統合、旧公2の一部を公3と公4に分割。事業内容の変更はなし)

※公益法人の吸収合併や事業譲渡に伴う公益目的事業の平行移動的な承継を含む

※自然災害その他の緊急事態において短期間で対価収入を得ることなく公益目的事業を実施する場合

●申請書の記載事項の変更（字句の訂正その他の公益目的事業の内容に実質的な影響を与えないことが明らかなものを除く。）を伴わないもの（同号ハ）

【ガイドラインで措置予定】

申請書 記載事項関係

➤ 申請書には、公益目的事業のコンセプト*を記載し、法人の経営判断で変更することが想定される公益目的事業の具体的内容は事業計画等に記載。

* 公益目的事業の趣旨・目的、事業概要、受益の機会、受益者の義務、事業の合目的性確保の取組に係る基本的考え方

** 既存の公益法人は今後、変更認定の機会を捉えて、法人の判断で記載事項を変更可

➤ 申請書記載事項の変更を伴わない、事業の規模の変更、実施方法の細かい変更、小規模の付随的事業の追加・変更等について、事業計画等への記載を前提に届出化

➤ 届出化された事項については、事後チェックで認定基準への適合性（ex.公益目的事業比率、公益目的事業への支障等）を確認し、不適合となっている等の場合は、監督措置で是正を求める。

(参考) 申請書記載事項の標準化のイメージ

【標準化前】

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について (事業単位ごとに作成してください)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	安全・安心な社会のための●●に関する事業	90.0

[1] 事業の概要について (注1)

1 趣旨(目的)・まとめた理由
 各種の普及啓発活動や顕彰を行い、安心・安全な社会の実現に寄与することを事業の目的としている。(1)及び(2)の事業は、共通の目的を達成する手段と位置付けられることから一つにまとめた。

2 事業

(1) ●●に関する普及啓発事業

●●に関する国民の理解を促進するため、次の事業を行う。

ア 展示等による普及啓発

(ア) ●●資料館
 ●●を展示している●●に説明員を配置し、事業の概要、展示についての説明を行うことにより、●●を認識していただき、●●に関する理解を図る。

(イ) ●●ミュージアム
 令和●●年度に●●人が訪れた●●ミュージアムの一角で、パネル展示等を行い、説明員により●●に係る普及啓発を図る。

イ 行事等各種機会を捉えた普及啓発
 各地の祭り等の機会をとらえ、パネル展示等を実施し、●●に係る普及啓発を図る。
 ・40カ所 3,000人

ウ ●●新聞の発行
 記事、写真等により、●●を広く国民に分かりやすく周知する。●●新聞は年間を通して発行し、●●等を通じて提供するとともに、要望のある図書館、自治体等には無償で配布し●●に係る普及啓発を図る。
 ・月4回発行(発行部数1回5,000部)

エ ホームページ等による普及啓発
 ホームページ、SNSを通じ、分かりやすく●●の普及啓発を図る。

オ オリジナルキャラクターグッズ等による普及啓発
 ロゴマーク、イメージキャラクター等を使用し、帽子、Tシャツ、マグカップ等日常生活で使用するグッズ及びカレンダー等を制作し、配布、販売を行うことにより、広く子供から大人までを対象に●●に係る普及啓発の端緒とする。

カ ●●友の会会員に対する普及啓発
 ●●友の会を支援するとともに、会員を対象とした●●に係る普及啓発を図る。
 ・23支部 正会員数 4,000名

： 数値を具体的に記載しているため、
 ： 記載内容の変更が生じやすい

【標準化後】

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について (事業単位ごとに作成してください)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	安全・安心な社会のための●●に関する事業	90.0%

[1] 事業の概要について (注1)

(1) 趣旨(目的)・まとめた理由
 各種の普及啓発活動や顕彰を行い、安心・安全な社会の実現に寄与することを事業の目的としている。ア及びイの事業は、共通の目的を達成する手段と位置付けられることから一つにまとめた。

(2) 事業

ア ●●に関する普及啓発活動事業
 【事業内容】 資料館やミュージアム、各種行事等における展示や専門員による説明、写真や図等で分かりやすく●●を伝える刊行物の発行・配布、オリジナルキャラクターグッズの制作・配布・販売等を行い、●●に対する理解の促進を行う。

イ 顕彰事業
 【事業内容】 ●●に関する活動を促進するため、優れた取組に対する賞の対象者を募集・選出、発表及び表彰式を行う。
 【募集方法】 表彰規程に基づき、推薦公募制を採用し全国の●●関係者へ推薦依頼を行う。
 【選考方法】 応募について有識者からなる選考委員会に諮り、その結果について理事会の決議により決定

「公●●」の直下の事業単位ごとに、簡潔に事業内容を記載(更に細かい事業を列挙して個別に記載する必要なし)

変動の生じやすい量的な情報は、基本的に記載しない(事業計画や事業報告等に記載)

記載を簡素化

行政手続の簡素化・合理化（提出書類の見直し）

行政手続の合理化

- **予見可能性を高める観点から、申請時に提出を求める書類は、法令・ガイドラインで具体的に記載。**
ガイドラインにおいて、事業類型ごとに、行政庁の審査時に合理的に必要な書類、証憑等を明記
- **ガイドラインに記載がない書類を求めるときは、申請法人に対して当該書類を必要とする理由を示す（ガイドライン）**
 - ※ このほか、ガイドラインにおいては、提出書類に関して次のような記載を置くことを検討している。
 - ・ガイドラインに記載がない書類を求める指導は、一般に、行政手続法の「申請の変更を求める行政指導」に該当すると考えられること
 - ・申請書・添付書類の内容に疑義等がある場合に、説明を求めても、相当の期間内に適切な回答を得られない場合には、経理的能力又は技術的能力がないと判断し得ること

定期提出書類の簡素化・合理化

- **・行政庁への提出書類を見直し、公益認定や監督、公益法人の透明性確保のために必須のものに限定**
 - ・先行する取組として、毎事業年度、定期提出書類に添付する国税の納税証明書の提出を不要とする規則改正を実施（令和6年8月15日内閣府令第68号）
 - ・定期提出書類別紙3（法人の事業について）の合理化
（事業の実績については事業報告に一元化、事業のコンセプト（申請書記載事項）は事業計画時の提出資料に整理）
 - ・財産目録の合理化（貸借対照表の注記に必要情報が表示されている場合には、「財産目録」の作成を省略可）
 - ・別表D（他の団体の意思決定に関与可能な財産）の簡略化（上場企業の株式等は5%超を持つ場合を除き記載不要化）
 - ・別表F（各事業に関連する費用額の配賦について）の簡素化
 - ・別表H（公益目的取得財産残額について）の廃止

透明性の向上

- 透明性を確保する趣旨
 - ・ 不祥事等防止等のコンプライアンスの確保
(例) 外部理事・監事や、社員・評議員がその役割を果たすためには、十分な情報が必要
情報を得た国民の意見が、法人や、外部理事・監事、社員・評議員に届くことでガバナンスの実効性が向上
寄附者等による「選択」機能
 - ・ 財務規律の柔軟化等に見合う説明責任の充実
 - ・ 民間公益活性化（公益法人が、国民からの信頼を確保し、その支援・寄附に支えられていくことの重要性）

【具体的措置等】

● 法人の責務・国の支援（認定法第3条の2）

公益法人は、「財務に関する情報の開示その他のその運営における透明性の向上を図るよう努めなければならない」「国は、公益法人の取組を促進するため、必要な情報の収集及び提供その他の必要な支援を行う」

● HPによる公開（認定法第22条・内閣府令72条・システム見直し等）

- ・ 定期提出書類は、行政庁が、HPにおいて一元的に公表
- ・ その他、各種優良事例など、国による情報提供の拡充

● 定期提出書類の原則公開化（内閣府令第45条・第46条・第57条）

従来、行政庁が認定法遵守状況を確認するために提出を求めていたが開示対象ではなかった書類の公表

⇒ 以下の書類（様式等は変更の可能性あり）が新たに公表対象となる（令和7年4月以降に提出される書類から適用。）
各法人においては、個人情報保護の必要性等に照らし、今後、公表されることを前提に書類の作成を行うことが求められる。

【事業計画等と併せて提出する書類】公益目的事業・収益事業の内容等を記載した書類（申請書。従来、事業報告時の別紙3として提出）

【計算書類と併せて提出する書類】法人の運営組織に関する情報（従来の別紙2）、財務規律に係る明細（従来の別表A、別表B、別表C*）、他の団体の意思決定に関与可能な財産（従来の別表D）、経理的基礎を担保する状況（従来の別表E）

* 従来の別表A・B・C相当の情報は、財務諸表の注記・附属明細書に記載された場合には、別に作成する必要はない（会計基準見直し）

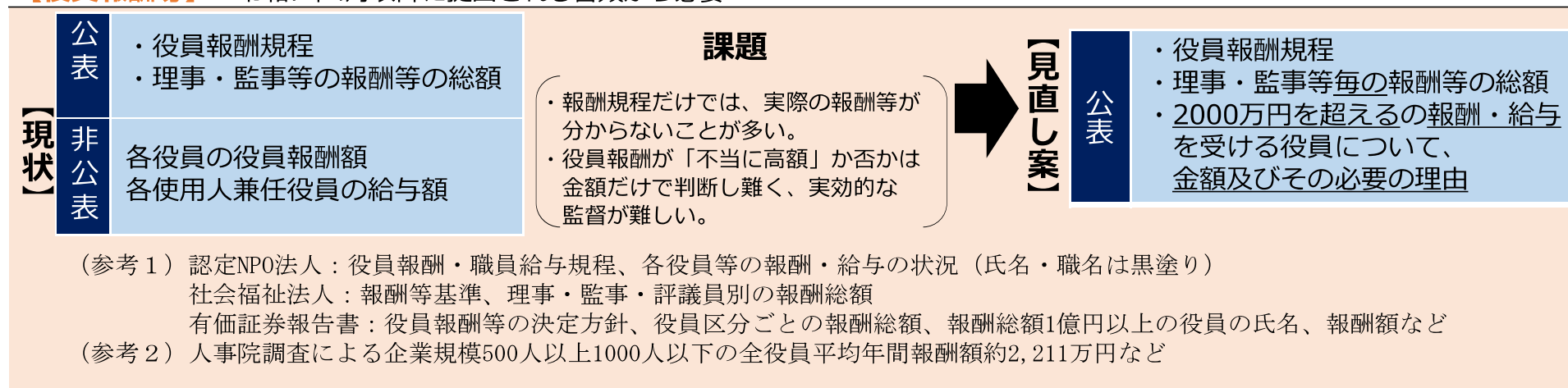
● 定期提出書類の情報の拡充(次頁)

● 分かりやすい財務情報の開示（後述）

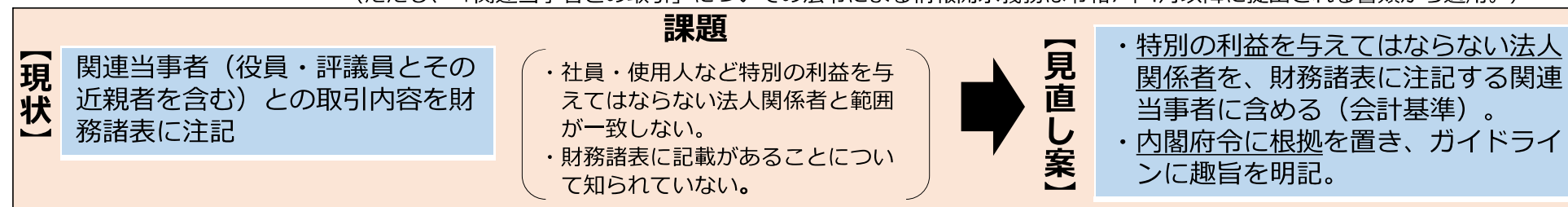
※ 「透明性の確保」の重要性を踏まえ、定期提出書類の提出がない法人や、必要事項の未記載・重大な誤りがある法人については、経理的基礎や技術的能力の欠如が疑われるとして、監督処分等を果敢に行うこととしている（ガイドライン）

【拡充する開示情報】

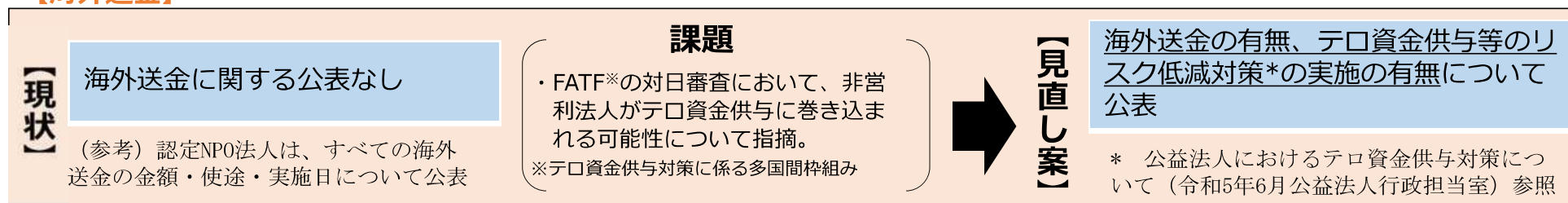
【役員報酬等】 * 令和7年4月以降に提出される書類から必要



【法人関係者との取引】 * 情報の拡充は、新会計基準の適用時期
 (ただし、「関連当事者との取引」についての法令による情報開示義務は令和7年4月以降に提出される書類から適用。)



【海外送金】



【財務規律に関して公表が求められる書類】 公益充実資金に係る公表事項、公益目的事業継続予備財産についての公表事項など

【事業報告の内容拡充】 * 令和7年4月以降に開始する事業年度に係る事業報告から適用

事業報告には公益目的事業の実施状況・公益法人の運営体制の充実を図るための取組について記載しなければならない（規則第53条） 21

わかりやすい財務情報の開示

現 状

- 多くの法人で貸借対照表が区分経理されておらず、公益目的事業財産が可視化されていない。
- 公益目的取得財産残額（以下、「財産残額」）算定のため、煩雑な別表Hの作成が必要。

内訳表の作成		損益計算書	貸借対照表
収益事業等を行う法人	(収益の50%超を公益目的事業に繰入)	必須 各事業も区分	必須
	(上記以外)		任意
収益事業等を行わない法人	(複数の公益目的事業を行っている)	任意	
	(上記以外)		任意

見直し後

- **区分経理を原則義務付け**(※一部例外あり) (改正法第19条)
区分経理を前提に「公益目的事業財産」を法令上明確化

(※)例外として、収益事業等を行わない法人は、法人運営のためと特定されている財産を除き、全ての財産を公益目的事業に使用・処分することを選択できる (**区分経理の代替措置**)
⇒ 財務状況の透明性向上。国民に対する説明責任の充実
公益のために使用されるべき財産の公益への使用を担保
- **別表Hを廃止し、公益目的事業会計の純資産額を基礎として財産残額を算定する簡素な方式に変更**
⇒ 財産残額の算定がわかりやすくなり、負担軽減

会計区分別内訳(※)の作成 (※)新しい会計基準では、PL・BSの注記事項とする方向		損益計算書	貸借対照表
収益事業等を行う法人		必須 各事業も区分	必須
収益事業等を行わない法人	(複数の公益目的事業を行っている)	代替措置あり ※各事業の区分必須	代替措置あり
	(上記以外)	代替措置あり	

法人向けの支援策

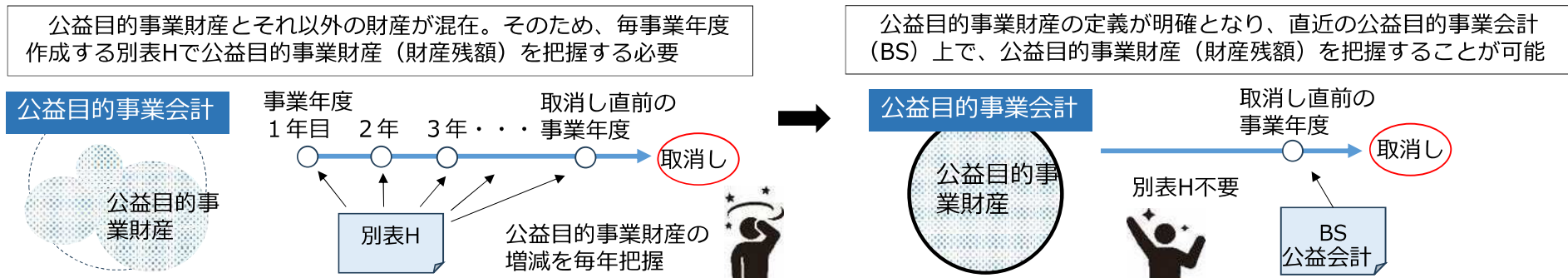
令和10年3月31日までに開始する事業年度については、現在、貸借対照表の区分経理を必須としない法人について特例を設ける経過措置（規則42条第3項）

会計区分別内訳の作成マニュアルを整備、専門家によるサポート・相談会を全国で開催、相談事例の集約・整理等も行う。

わかりやすい財務情報の開示（公益目的事業財産、公益目的取得財産残額）

- 貸借対照表の会計区分別内訳が作成（※）され、公益法人が保有する全ての財産が公益目的事業会計、収益事業等会計又は法人会計に整理されることを踏まえ、「**公益目的事業財産**」＝「**公益目的事業会計**」となるよう定義を見直し。
 - 公益のために使用すべき財産の現在額が財務諸表上で可視化され、透明性が向上
 - 公益認定取消し等の際、公益目的事業会計の情報に基づき、より簡素な方法で財産残額の算定が可能（別表Hを廃止）
- （※）区分経理を行わない法人は、法人運営のためと特定されている財産を除き、全ての財産を公益目的事業に費消しなければならない（改正法第19条第2項）。

＜公益目的事業会計と公益目的事業財産の関係（イメージ）＞



＜公益目的取得財産残額の算定方法＞

財産残額 = 純資産額 - 認定前に取得した不可欠特定財産 ± 調整要素

【調整要素】

- ・区分経理を行わない法人の場合は、法人運営のためと特定された財産額等を控除
- ・非償却資産（土地等）の帳簿価額と時価の差額を財産残額に加除

【BS（公益目的事業会計）】

資産	負債
	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;">純資産額</div>
	不可欠特定財産

財産残額

※区分経理を開始した法人から適用。区分経理を行わない法人は施行から3年経過後に開始する事業年度から適用し、それまでは別表Hを作成

自律的ガバナンスの充実

ガバナンス充実の趣旨

▶ 自律的ガバナンス充実の必要性

- 不祥事等防止等のコンプライアンスの確保
一部の法人における不祥事が制度全体の信頼を損なう恐れ
 - ・ 内輪の法人運営で代表理事に丸投げした結果、虚偽報告等を看過した事例
 - ・ 監事が代表理事の配偶者である法人で不適正な経理を行った事例
 - ・ 理事を選任解任する評議員会の評議員を理事が実質的に選任した事例

● 財務規律の柔軟化に見合ったガバナンスの確保

令和6年の改革で、法人の自主的・自律的な経営判断がより尊重される仕組みとされる中、公益法人は、行政から自立して、ステークホルダーの信頼を確保しつつ、自らの責任の下で経営判断を行い、仮に問題が発生した場合には、法人自らが自浄作用を働かせ、問題を解消することが求められる。そのためにも、自らコンプライアンスの確保や説明責任の充実に取り組むことが不可欠（ガイドライン案第1章第2節）

- 民間公益活団体に対する不信感があり、信頼度に欠けること性化
 - ・ 「寄附先の」を寄附の妨げとなる要因とする者が23.5%（令和4年内閣府調査）

見直し内容

1 一律遵守が求められる認定基準としてガバナンスを強化

- ▶ 外部理事・監事の導入【改正法第5条第15号・第16号】（後述）
- ▶ 理事と監事との特別利害関係排除（相互に配偶者、三親等以内の親族等は除外）【同条第12号】
- ▶ 会計監査人必置とする範囲を拡大（改正令第5条）
（収益1000億・費用1000億・負債50億以上 ⇒ 収益100億、費用損失100億、負債50億以上）

2 公益法人の多様な実情を踏まえた自主的なガバナンス拡充を促進

- ▶ 公益法人は、運営体制の充実を図る責務（改正法第3条の2）
- ▶ 公益法人の自主的な取り国を支援（好事例の収集・公表、監事等への研修など）
- ▶ 法人自ら取り組んだガバナンス強化策を事業報告書に記載（改正法24条4項、改正規則第53条）事業報告は行政庁がHPで公表（改正法22条2項）
- ▶ 理事が評議員の選任に実質的な影響力を行使するような不当な関与を排除する方策として、評議員の選任等のための選考委員会の設置等を推奨（ガイドライン）

自律的ガバナンスの充実（外部理事・外部監事）

公益認定の基準

- 法人運営が内輪の者だけで行われることによる法人の私物化を防止し、理事会運営の活性化等を図る観点から、
- ・ 理事のうち一人以上が外部理事であること（※ 小規模法人の適用除外あり）【改正法第5条第15号】
 - ・ 監事（複数ある場合は監事のうち一人以上）が外部監事であること【同条第16号】

外部理事になれない者（改正法第5条第15号、改正規則第4条）

- ① 当該法人又はその子法人（以下「当該法人等」という）の業務執行理事又は使用人、及び、その就任の前10年間当該法人等の業務執行理事又は使用人であった者
- ② 当該法人の社員（当該社員が法人である場合はその役員及び使用人）【公益社団法人の場合】
- ③ 当該法人の設立者（設立者が法人である場合は、当該法人及びその子法人の役員及び使用人）【公益財団法人の場合】

外部監事になれない者（改正法第5条第16号、改正規則第5条）

上記①～③に加え、当該法人等の業務執行理事以外の理事であった者も外部監事となることができない。

* 一般法法人法第65条第2項（第117条で準用する場合も含む）により、監事は、当該法人等の理事又は使用人を兼ねることができない。

外部理事が適用除外となる基準（改正令第7条）

- 収益：3,000万円未満
かつ
- 費用・損失：3,000万円未満

〔考え方〕

- 法人の私物化のリスクは法人の規模に関係ないが、①外部理事の確保、②外部理事への情報提供などの事務負担に配慮する必要があり、収益・費用が3千万円を超えない法人は、事務体制が特に脆弱であることから基準を設定

経過措置等

- 外部理事・監事は、施行日に在任するいずれかの理事又は監事が交代の際に選任すればよい（新基準は、法律の施行日に現に在任する全ての理事又は監事の任期が満了する日の翌日から適用。一部改正法附則第5条）
- 適用除外について、決算書の作成により基準を超えることが判明した場合、その時点から設置義務が生じる。基準超えが予想される場合には、予め外部理事の設置及び選任をしておくなどの対応が求められる。
- 一方で、突発的に基準を超えた法人が直ちに外部理事を選任することは容易ではなく、外部理事を認定基準とした趣旨を鑑みれば、適切な者を選任することが重要であることを踏まえ、外部理事の設置に係る監督については、法人の置かれた状況や諸藩の事情を考慮して行うこととしている（ガイドライン）

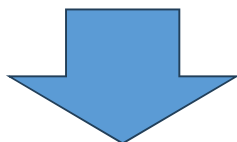
- 外部理事・外部監事は、置くだけでなく、適切にその機能を発揮することが重要であり、内閣府としても、役員に求められる役割を明確化し、研修や相談会、好事例の発信を通じて人材育成・確保等を支援する予定。

事後チェックの重点化・明確化①

課題

- 厳格な事前規制・監督による国民の信頼確保に重きを置いた行政が、公益的活動の自由な展開・伸長の制約となっているとの指摘
- 立入検査は網羅的に実施
複数回の立入検査を受けた法人が大半（8割超）
- 行政庁による「指導」について、「行政庁や担当毎に指摘がバラバラである」、「制度趣旨を考慮しない一律の指導がなされている」認定基準に係る指摘か、運営改善のための助言か分からないなどの指摘

立入検査実施総数（H22-R4）：約5,300回
（R4未法人数 約2,600法人）
※いずれも内閣府所管の公益法人



不適切な事案の発生を予防するための一律のチェックから、
事後的に実効性の高い措置を講ずる重点的なチェックに見直し

具体的措置

1. 立入検査の頻度・内容のメリハリ付け（ガイドライン）

- ・過去の立入検査・事業報告等で問題がない法人は、検査の**インターバルの延長+検査内容を簡素化**
→ **公益法人が遵守すべき事項についての注意喚起及び制度理解の醸成に努めることを目的に、
検査事項等を簡素化した上で、法人の自己点検、対話に重点を置いた手法で実施する点検調査を実施**
（内閣府ではR5に試行。R6から本格実施）
点検調査は、すべての法人に対し、（少なくとも、）概ね10年に1度は実施
- ・**定期提出書類の確認や内外からの情報提供等により、公益目的事業の実施状況を確認する必要がある法人については、事前に検査のインターバルを定めることなく、機動的に立入検査を実施。**

事後チェックの重点化・明確化②

具体的措置

2. 実効性の高い監督を実現するための運用の見直し等

ア：監督の基本的考え方をガイドラインに明記

- ・ 公益法人の自主的・自律的な経営判断を尊重
- ・ 国民によるチェック機能と法人の自浄作用により公益法人の適正な運営を確保を期待
- ・ それでもなお適正な運営が確保されない法人に対して、実効性の高い監督措置

イ：認定法の解釈や、監督の考え方をガイドラインに示し、予見可能性を高めた上で、勧告等の果敢な措置を実施

例えば、以下の内容をガイドラインに明記

- ・ 定期提出書類の懈怠や（新制度の）財務規律違反については、果敢に監督処分等を行う
- ・ 申請時に行政庁に対して実施を表明した事項が履行されない場合には速やかに勧告等の措置を講じる

ウ：国民によるチェックを公益運営確保の重要な手段として位置づけられ、監督において情報提供が重要なものとなっていることを踏まえ、ガイドラインにおいて情報提供の取扱い（秘密保持、個人情報保護など）を明示

エ：変更認定手続から届出化された事項については、提出書類確認時や点検調査時に、事業の実施状況、認定基準適合性等について実態を確認

オ：内閣府は、予見可能性を高める観点から、監督処分等の内容を整理し、一覧性をもって公表

（備考）認定後間もない法人等については、制度理解の徹底が重要であることを踏まえ、法人運営を支援（新規認定後早期に一度は点検調査を実施）法人運営の支援として助言は、法に基づく監督の一環としての指導とは区別。

本日、お話しする内容

- 制度改革の概要、スケジュール
- 公益法人制度改革について
 - 財務規律の柔軟化・明確化
(収支相償原則・遊休財産規制の見直し)
 - 行政手続の簡素化・合理化
(変更手続の見直し、申請・提出書類の簡素化)
 - 透明性の向上、自律的ガバナンスの充実
(情報開示の拡充、わかりやすい財務情報の開示)
(ガバナンスに関する見直し、行政による事後チェック)
- 政令・内閣府令改正、新ガイドライン、
新会計基準の検討状況について
- 新公益法人制度の適用関係について
- 公益信託制度改革について

政令・内閣府令改正の検討状況について

1. 背景

第213回通常国会において、公益法人認定法改正法が成立（5月22日公布）。

→ 改正法のうち、政令・内閣府令で定めるとされた事項の具体的な内容について定めるほか、改正法の施行日（令和7年4月1日）を定めるもの。

2. 内容

改正法で定められた、公益法人の①財務に関する規律の柔軟化、②自律的なガバナンスの向上を図るための外部理事の導入などに対応して、具体的な①財務規律への適合性の判定方法や②外部理事の要件等を規定
⇒【詳細次頁】

3. スケジュール（予定）

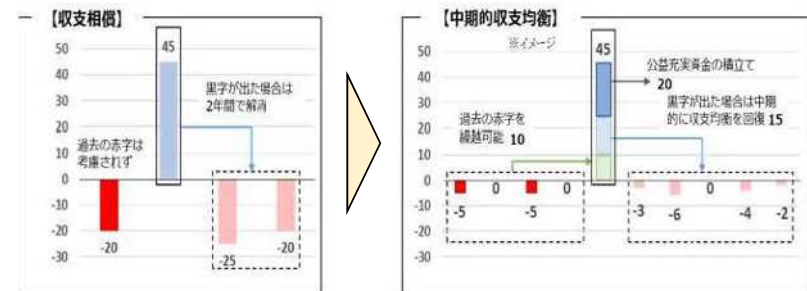
- ・ 8月29日～9月27日 パブリック・コメント（実施済）
- ・ 10月前半 公益認定等委員会へ諮問・答申
- ・ 10月中旬 政令閣議決定
- ・ 10月後半 政令・内閣府令 公布

4. パブリック・コメント 結果

提出意見数68件（公益法人37件、その他31件）（※）。主な意見は以下のとおり（内容の変更を伴う修正を要する意見は寄せられていない）。（※）別途、都道府県にも意見照会を行い15件の意見が寄せられた。

- ・ 財務状況に関する規律の内容を確認するもの
⇒ 規律の内容はガイドライン等で詳細を解説予定
- ・ 外部理事の選任負担について行政庁へ配慮を求めるもの
⇒ 法人に対する監督について、一定の配慮をする予定

【収支に関する規律の柔軟化】



公益認定等ガイドラインの抜本見直し（主なポイント）

現行ガイドラインの課題

◆（合議制機関による柔軟な判断を期待し）具体的な基準や考え方が示されていない。

- ⇒ ガイドラインに明示されない考慮要素（例：営利企業の事業と類似する事業には公益目的事業の「特徴」が必要）に基づき判断しており、予見可能性がないとの指摘
- ⇒ 個別判断の蓄積で定着した運用が明示されず、透明性に欠けるとの指摘
- ⇒ 「FAQ」や「記入の手引き」において実質的な法令解釈が打ち出されており、分かり辛いとの指摘
- ⇒ 行政庁や担当者により言うことが異なるとの指摘

◆公益目的事業について、制度上「申請書記載事項」の変更には変更認定申請が必要とされるが、申請書に何を記すか明示していない。

- ⇒ 行政庁の指導に従って申請書に細かく記載した法人は、細かい変更のたびに変更認定申請が必要との指摘
- ⇒ 公益性の判断が明らかに変わらないものは届出を可とする運用について、基準が曖昧との指摘。
- ⇒ 申請に当たり、追加的に多くの書類の提出が求められるとの指摘

以下の観点から抜本的な見直し

- ・ 予見可能性の向上
- ・ 行政の判断のブレやばらつきの抑制
- ・ 事前の一律チェックから事後の重点的なチェックへの転換

主なポイント

1. 制度運用の基本的考え方を明示【第1章】

- ◆ 法目的は「公益の増進及び活力ある社会の実現」であり、公益認定や監督は、そのための手段
- ◆ ガイドラインの利用者は、法人、行政庁及び国民
- ◆ 法に基づく審査・監督と法人への支援（行政指導）の峻別
- ◆ 毎年、判断の蓄積、関係者の意見等を踏まえた見直し。
- ◆ 各種判断について「事例集」を作成・公表

2. 公益目的事業該当性の判断の明確化【第2章】

- ◆ 「公益目的事業」と判断する考え方・基準を明確化（具体的な考慮要素を示す類型に出資事業等を追加）
- ◆ 申請書記載事項（変更認定・変更届出の範囲）の明確化
- ◆ 認定審査時に必要な書類の明確化

3. 公益認定基準等の考え方を明確化【第3章】

- ◆ 法令の趣旨を明記
- ◆ 財務規律・ガバナンス・情報開示等に関して制度改正の趣旨等を明記
- ◆ 役員報酬に関する考え方を明確化

4. 監督・処分の考え方を明確化【第4章】

- ◆ 事後チェックの強化・重点化
- ◆ 外部からの情報提供（公益通報等）の活用
- ◆ 監督処分等の適用方針を明記

公益法人会計基準の見直しについて

公益法人の会計に関する研究会 令和5年度報告書（令和6年5月24日）

今般の公益法人制度改革に伴う公益法人会計基準の見直しの考え方・方向性を検討

⇒ 新制度の施行（令和7年4月を想定）に向け、令和6年度の研究会で新会計基準の策定を検討

<見直しの必要性・意義>

- 財務規律の柔軟化・明確化に伴う法人の説明責任として、財務諸表における情報開示を充実
- 改正法により、区分経理の実施を原則化
→公益目的事業財産の状況を可視化し、公益目的取得財産残額の把握方法を簡素化
- 財務諸表における情報開示の充実に伴い、定期提出書類を簡素化
- 公益法人のステークホルダー等の多様化に対応し、財務諸表全体をわかりやすい形に見直し

<見直しの基本的な考え方>

- 本表（貸借対照表、活動計算書等）は簡素でわかりやすく、詳細情報は注記等で開示
- 公益法人会計特有の考え方を整理・見直し
（正味財産増減計算書の名称・記載事項、貸借対照表・正味財産増減計算書の内訳表の位置付け 等）
- 制度改革との整合性確保、法人等への周知・円滑な移行、小規模法人の負担軽減方策検討

<新会計基準の具体的な見直しの方向性>

➤ 全体枠組み

- ✓ 財務報告の目的（資源提供者その他のステークホルダーへの情報開示）を明記
- ✓ 公益法人の組織特性や財務報告の目的を踏まえた体系を整理

➤ 貸借対照表

- ✓ 資産について、本表は流動資産・固定資産の区分を表示し、基本財産・特定資産は必要に応じ注記で区分
- ✓ 使用拘束資産（控除対象財産）〔資産〕、一般純資産・指定純資産〔純資産〕を区分（注記等）
- ✓ 内訳表は注記事項に（注記で会計区分別内訳を作成。その際、棚卸的な整理による作成を許容）

➤ 活動計算書（←正味財産増減計算書から変更）

- ✓ 本表では一般純資産・指定純資産を区分せず、純資産全体の増減を経常活動・その他活動に区分
- ✓ 費用科目は活動別分類（公1事業費、収益事業費、管理費等）で表示
- ✓ 内訳表は注記事項に（注記で会計・事業区分別内訳を作成）

➤ 注記・附属明細書

- ✓ 貸借対照表関係（会計区分別内訳、資産及び負債の状況、使用拘束資産の内訳）
- ✓ 活動計算書関係（財源区分別内訳（※）、一般純資産の会計・事業区分別内訳、指定純資産の内訳、控除対象財産（6号財産）の発生年度別残高等、事業費・管理費の形態別区分）
- ✓ その他（財務規律適合性に関する情報等）

➤ 財産目録

- ✓ 資産及び負債の状況の注記との関係を整理

（※）財源区分別内訳について

- ・一般純資産と指定純資産を並列表示し、振替処理は行わない
- ・控除対象財産（6号財産）の果実は指定純資産から除外

<新会計基準における財務諸表のイメージ>

貸借対照表

年月日現在

(単位:千円)

資産の部			負債の部		
科目	当期	前期	科目	当期	前期
I 流動資産			I 流動負債		
現金及び預金	140		未払金		
...			...		
流動資産合計			流動負債合計		
II 固定資産			II 固定負債		
1.有形固定資産			退職給付引当金		
建物			...		
土地	1,000	1,000	固定負債合計		
美術品	500	500			
...					
有形固定資産合計			負債合計		
2.無形固定資産					
...					
無形固定資産合計					
3.その他固定資産					
投資有価証券	200	250			
...					
その他固定資産合計					
資産合計					

※現時点でのイメージであり、
今後の検討により変更することがある

活動計算書

年月日から年月日まで

(単位:千円)

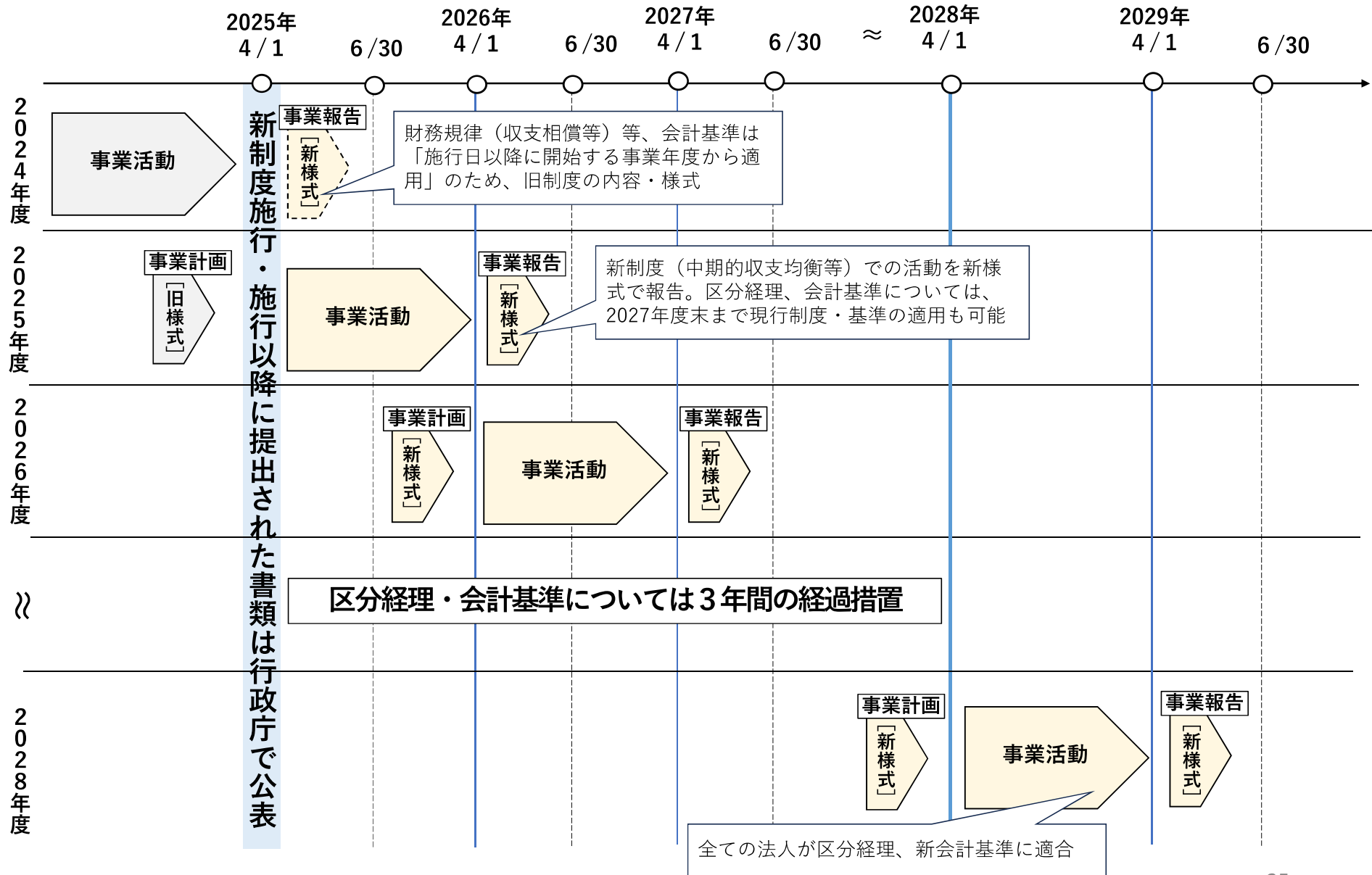
	当期	前期
I 経常活動区分		
経常収益		
受取寄附金	100	
受取補助金	100	
公1事業収益	100	
公2事業収益	100	
収益事業収益	100	
〇〇運用収益	100	
経常収益計	600	
経常費用		
公1事業費	150	
公2事業費	180	
その他公益事業費	10	
収益事業費	20	
管理費	100	
経常費用計	460	
評価損益等調整前当期経常増減額	140	
投資有価証券評価損益等		
当期経常増減額	140	
II その他活動区分		
その他収益		
...		
その他収益計	0	
その他費用		
...		
その他費用計	0	
その他収益費用差額	0	
税引前収益費用差額	140	
法人税、住民税及び事業税		
法人税等調整額		
税引後収益費用差額	140	
期首純資産額	1,700	
期末純資産額	1,840	

本日、お話しする内容

- 制度改革の概要、スケジュール
- 公益法人制度改革について
 - 財務規律の柔軟化・明確化
(収支相償原則・遊休財産規制の見直し)
 - 行政手続の簡素化・合理化
(変更手続の見直し、申請・提出書類の簡素化)
 - 透明性の向上、自律的ガバナンスの充実
(情報開示の拡充、わかりやすい財務情報の開示)
(ガバナンスに関する見直し、行政による事後チェック)
- 政令・内閣府令改正、新ガイドライン、
新会計基準の検討状況について
- 新公益法人制度の適用関係について
- 公益信託制度改革について

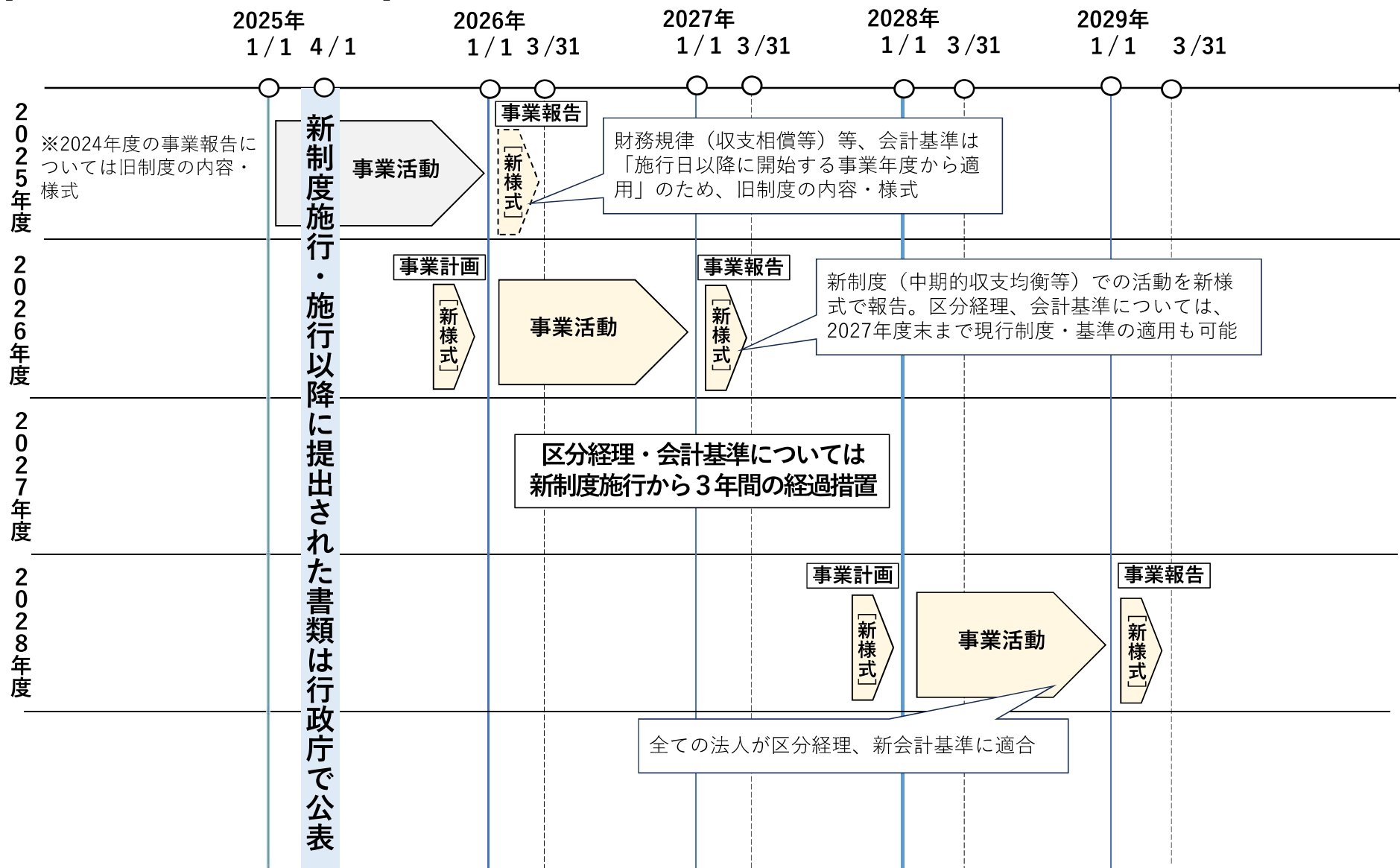
新公益法人制度の適用関係（4月開始法人）

[事業年度：4月1日～3月31日]



新公益法人制度の適用関係（1月開始法人）

[事業年度：1月1日～12月31日]



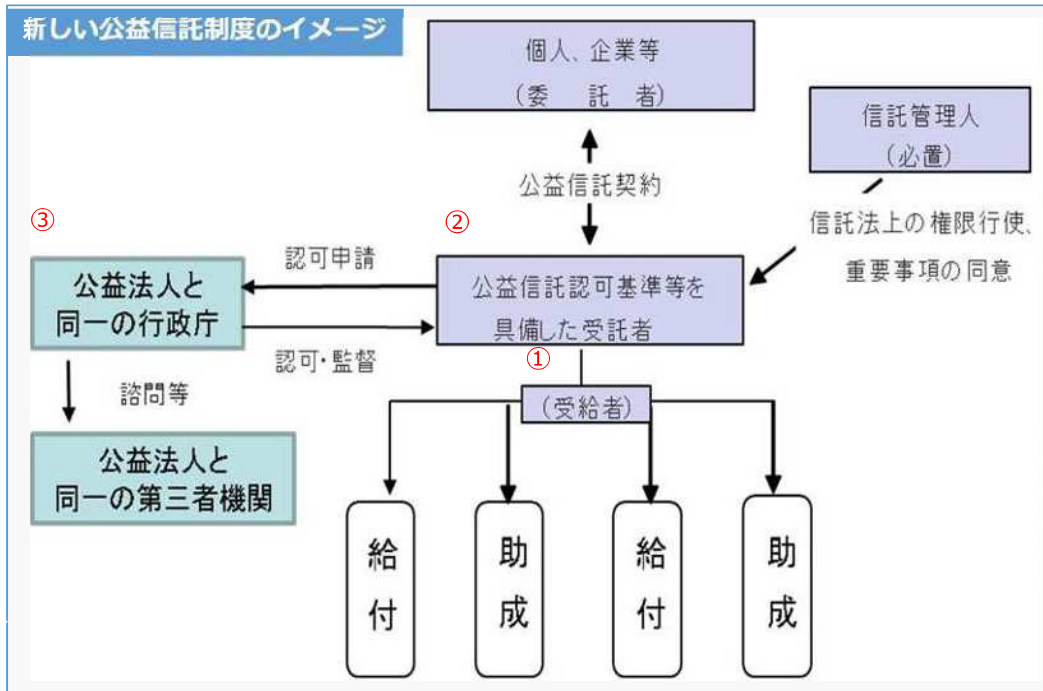
本日、お話しする内容

- 制度改革の概要、スケジュール
- 公益法人制度改革について
 - 財務規律の柔軟化・明確化
(収支相償原則・遊休財産規制の見直し)
 - 行政手続の簡素化・合理化
(変更手続きの見直し、申請・提出書類の簡素化)
 - 透明性の向上、自律的ガバナンスの充実
(情報開示の拡充、わかりやすい財務情報の開示)
(ガバナンスに関する見直し、行政による事後チェック)
- 政令・内閣府令改正、新ガイドライン、
新会計基準の検討状況について
- 新公益法人制度の適用関係について
- 公益信託制度改革について

公益信託制度改革の概要

改革の方向性

- 民間公益活動の活性化のため、旧来の主務官庁制を撤廃し、**公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組み**とし、公益性を担保しつつ、**より使いやすい制度を構築する**ため、公益認定法の改正と合わせて**公益信託法を改正**
- 公益信託制度は公益法人制度と比べ、軽量・軽装備で**公益的活動に対し簡易に財産を拠出し得る手段**であり、公益活動における選択肢を増やすとともに、相互のシナジー効果も期待される。



改正のポイント

① 信託事務、財産の範囲を拡大

信託財産が金銭、信託事務が助成金支給の場合のみ税制優遇
→ 信託財産にできる財産を不動産や株式等にも拡大し、運用及び信託事務については公益法人と同様の規定を設けることでその範囲を拡大

② 受託者の範囲を拡大

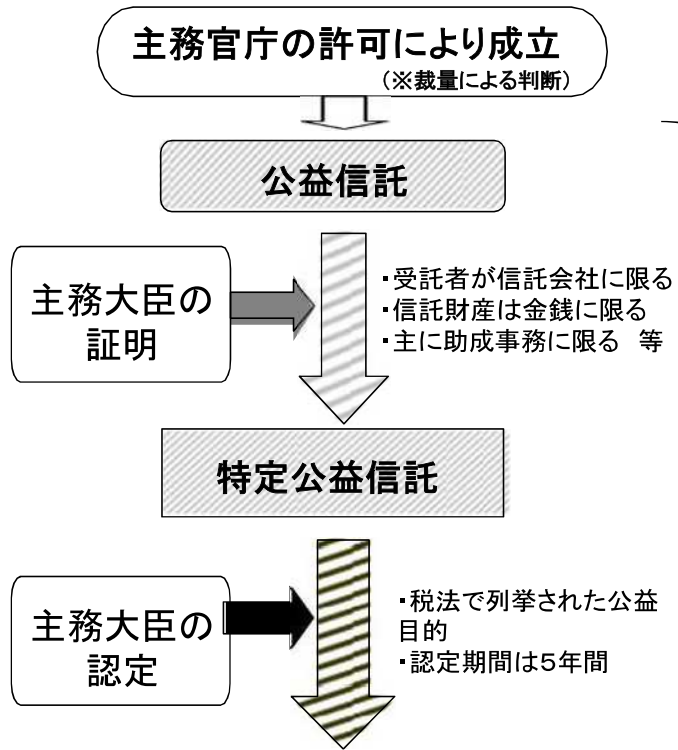
受託者は信託会社の場合のみが税制優遇
→ 公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものと法定し、**受託者の範囲を拡大**

③ 主務官庁制の廃止・公益法人と同一の枠組みの創設

主務官庁による許可制の下、許可や監督の基準が不統一
→ **公益法人と共通の行政庁が公益信託の認可・監督を行う制度を創設**

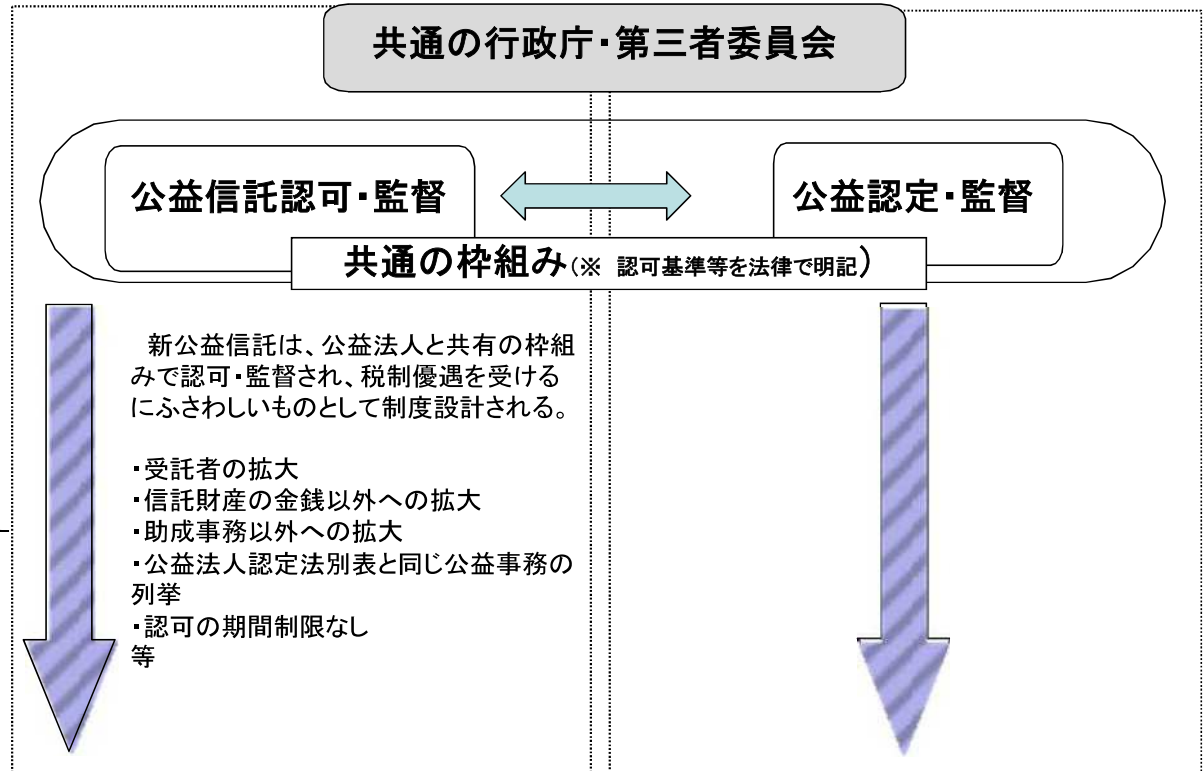
公益信託に関する令和6年度税制改正

(現行公益信託)



(新しい公益信託)

(公益法人の公益認定)



認定特定公益信託

新しい公益信託

公益社団・財団法人

残余財産の相互移転

(課税関係)

拠出段階 寄附金控除(所得税)
寄附金別枠損金算入(法人税)
相続税の課税価格不算入(相続税)

(委託者死亡時)信託の権利価額零の取扱(相続税)

運用段階 信託財産から生じる所得は非課税

(改正内容)

拠出段階 寄附金控除(所得税)
寄附金別枠損金算入(法人税)
相続税の課税価格不算入(相続税)

(委託者死亡時)信託の権利価額零の取扱(相続税)

運用段階 公益信託事務は非課税

(課税関係)

拠出段階 寄附金控除(所得税)
寄附金別枠損金算入(法人税)
相続税の課税価格不算入(相続税)

(拠出者死亡時)課税関係は生じない(相続税)

運用段階 公益目的事業は非課税

その他、公益法人の優遇税制に合わせた改正

新公益信託制度の施行に向けて

令和8年4月(予定)の新制度施行に向け、周知広報を積極的に行いつつ、以下の検討・準備を着実に進める。

〔 公益法人制度の見直しを踏まえつつ、信託の特殊性を考慮
軽量・軽装備を生かす簡素な手続を検討 〕

- ✓ 政令・内閣府令等の制定（公益信託認可基準、財務規律等の細目）
- ✓ ガイドラインの策定（公益法人と統合的な公益信託ガイドライン）
- ✓ モデル公益信託契約等の策定
- ✓ 公益信託会計基準の策定

ご清聴ありがとうございました。

公益法人等制度改革特集サイトも
ご覧ください！

<https://www.koeki-info.go.jp/regulation/kaisei.html>

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）

https://www.koeki-info.go.jp/regulation/kaisei.html#section_shosai

○公益認定等ガイドライン研究会

<https://www.koeki-info.go.jp/regulation/guideline.html>

○公益法人の会計に関する研究会

<https://www.koeki-info.go.jp/commission/katudo.html#kaikeiken>

令和 6 年度公益法人九州ブロック会議（令和 6 年 10 月 8 日 宮崎県庁）

1. 内閣府公益認定等委員会委員と九州各県合議制機関委員の意見交換会

<開会挨拶 等>

（1）宮崎県審議会会長，（2）内閣府委員会委員長，（3）各県委員による自己紹介
<意見交換会>

- ・内閣府公益認定等委員会事務局（以下、内閣府）が司会進行
- ・提案県が提案趣旨を説明、その後、各県委員が挙手により意見発表

<議題1> 立入検査の重点化に伴う懸念点や対応案について（大分県 提案）

【提案趣旨】

「今般の公益法人制度改革の一環として内閣府が進める立入検査の重点化（メリハリ付け）について、各県における地域の実情や懸念点、及び対応案などがあればお聞きしたい」

【他県の意見】

- 立入検査での不適切な事務処理は、地方にでよく見る小規模法人（役員の入替わりが少なく、事実上固定化しているような法人）において多く見受けられるため、今までの形式の立入検査の必要性も感じているおり、内閣府が示す「点検調査」と「従来型の検査」の中間点のような手法が望ましいように感じている。

【佐賀県の発言】

- 組織が脆弱な小規模法人には、より丁寧な対応・配慮が必要。
- 立入検査で基本的な誤り等が見つかる法人にまで、検査期間を5年～10年とすることは好ましくない。
- 「事業報告書」の審査結果に基づく「本県独自のレーティング(A, B, C)」に基づき対応を区別するやり方も考えられる。

【内閣府の発言】

- 令和6年度から従来型の立入検査に替え、以下の2形態を導入している。
「重点検査（具体的な監督処分等の必要性の判断等を念頭に置いて随時に行う）」
「点検調査（公益法人が遵守すべき事項についての注意喚起や制度理解の醸成及び公益法人の実態把握のために定期的に行う）」
- 内閣府でも様々な検討をしつつ進めているが、その実施結果は何等かの形で各県に提供していきたい。
- 全ての法人に対し、行政コストをかけ「事細かに手取り足取り支えていくようなやり方」を継続的に続けていくことは、内閣府・地方ともに難しいと考えられる。
- 今後お示しする「ガイドライン（改訂版）」において、公益法人の監督・検査の考え方も盛り込む予定であるため、各県でも参考にしてほしい。

<議題2> 公益法人のガバナンス強化に向けた体制強化等について（宮崎県 提案）

【提案趣旨】

「今般の公益法人制度改革において、公益法人のガバナンスの充実（外部理事・監事の導入 等）が必要となる中、法人運営の担い手となる人材の養成・確保、並びに法人の体制強化が、今後一層重要となる。

各県の参考事例や今後予定している法人支援などがあればお聞きしたい」

【他県の意見】

- 現状、人材不足に関する特段の相談は受けていない。
- 役員よりも事務局（実務担当者）の育成が、より重要であると思われる。
 - ・スキルが乏しく基本的な事項で躓く法人も見受けられる。
 - ・全国には様々なレベルの法人があるため、制度改正にあたり、事務局員であれば誰しもが理解できるような「手引き」的なものを作成してほしい。

【内閣府】

- 今後、参考となる先行事例等を収集し、情報提供していきたい。
- 現在、策定を進めている「ガイドライン(改訂版)」は、可能な限り丁寧に策定し、法人や国民など利用者から見て、分かりやすく予見可能性が高いものとしたい。
- 年明けから全国6ブロックにおいて、公益法人向けの制度説明会の開催を予定しているため、そちらも活用してほしい。

2. 内閣府による公益法人等制度改革説明会

<内閣府公益認定等委員会事務局（公益法人行政担当室）による説明>

公益法人制度改革について「別添資料（4-1）」により、概要説明が行われた。

<主な項目>

- ① 制度改革の概要、スケジュール
- ② 公益法人制度改革
 - ・財務規律の柔軟化・明確化
(収支相償原則・遊休財産規制の見直し)
 - ・行政手続の簡素化・合理化
(変更手続きの見直し、申請・提出書類の簡素化)
 - ・透明性の向上、自律的ガバナンスの充実
(情報開示の拡充、わかりやすい財務情報の開示)
(ガバナンスに関する見直し、行政による事後チェック)
- ③ 政令・内閣府令改正、新ガイドライン、新会計基準の検討状況について
- ④ 新公益法人制度の適用関係について
- ⑤ 公益信託制度改革について

新しい「公益認定等に関する運用について」（公益認定等ガイドライン） （素案）について（概要）

令和6年11月
内閣府公益認定等委員会・大臣官房公益法人行政担当室

1. 改正理由

公益認定等ガイドライン（以下、単に「ガイドライン」という。）は、公益法人認定法令の運用に当たり留意すべき事項（法令等の解釈・運用）及び審査・処分の基準・考え方を示すものである。

今回の改正は、新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議の「最終報告」（令和5年6月2日）で求められた「予見可能性の向上」「認定等に関する行政の判断のブレやばらつきの抑制」「事前の一律チェックから事後の重点的なチェックへの転換」を徹底する観点から、ガイドラインの抜本的な見直しを行うものである。

なお、今回同時に意見募集を行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の規定に基づく内閣総理大臣が定めるものを定める件（案）については、その内容が全てガイドラインに記載されている。

2. 改正案の主なポイント

（1）制度運用の基本的考え方の明示【第1章】

法目的は「公益の増進及び活力ある社会の実現」であり、公益認定や監督は、そのための手段であることを明らかにするため、以下の点を明示

- ・ ガイドラインの利用者は、法人、行政庁及び国民であること
- ・ 法に基づく審査・監督と法人への支援（行政指導）の峻別
- ・ ガイドラインは毎年、行政庁の判断の蓄積、関係者の意見等を踏まえ見直すこと
- ・ 各種判断について「事例集」を作成・公表すること

（2）公益目的事業該当性の判断の明確化【第2章】

- ・ 「公益目的事業」と判断する考え方・基準を明確化
（公益目的事業の典型的なチェックポイントに奨学金及び出資事業を追加）
- ・ 申請書記載事項（変更認定・変更届出の範囲）の明確化
- ・ 認定審査時に必要な書類の明確化

（3）公益認定基準等の考え方を明確化【第3章・第4章・第5章】

- ・ 法令の趣旨を明記
- ・ 財務規律・ガバナンス・情報開示等に関して制度改正の趣旨等を明記
- ・ 役員報酬に関する考え方を明確化

④ 監督・処分の考え方を明確化【第6章】

- ・ 事後チェックの強化・重点化
- ・ 監督処分等の適用方針を明記

3. 今後のスケジュール (予定)

意見募集終了：令和6年12月1日（日）

委員会決定・公表：令和6年12月下旬

施行日：令和7年4月1日（火）